

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を高め、長期的かつ継続的に企業価値・株主価値を向上させることが経営上の重要課題であると認識しております。これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えております。経営環境の変化に迅速かつ適切に対応した意思決定、公正で透明性があり、かつ効率的な業務執行体制を構築し、お客様、株主、取引先、従業員といった当社のステークホルダーとの関係を保ちながら、法令遵守のもと、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村上 三郎	2,755,000	51.59
株式会社東京ウエルズ	440,000	8.23
京東株式会社	320,000	5.99
株式会社ウェッジ	200,000	3.74
Sanyoホールディングス株式会社	128,000	2.39
渡邊 裕	128,000	2.39
株式会社ジープラン	96,000	1.79
朝井 隆夫	81,000	1.51
株式会社ジェイ・エス・ビー	80,000	1.49
OUT株式会社	63,100	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	村上 三郎
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	9月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は、原則として実施しない方針であります。仮に支配株主との取引を検討する場合には、少数株主の利益を損なうことのないように、その金額の多寡にかかわらず取引条件の妥当性について十分に取締役会で審議したうえで、意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南雲 忠信	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南雲 忠信	○	-	横浜ゴム株式会社での経営者としての豊富な経験を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されており、客観的視点から当社の経営への助言や業務執行の監督を行っていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

取締役の報酬等に関する手続きの透明性・公正性・合理性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

委員会の役割、構成(2020年12月25日現在)は、次のとおりです。

なお、当社は2020年12月24日開催の取締役会において役員報酬決定に係る基本方針を決議し、同日付で報酬委員会を設置しております。

・報酬委員会

(役割)取締役の報酬制度の審議

(構成)南雲社外取締役(委員長)

古賀常勤社外監査役

村田代表取締役

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の株主を始め、取引先、投資家等全てのステークホルダーの信頼に応え、当社の企業価値の継続的向上を図るためには、強固な内部管理体制構築が必要であり、そのための三様監査相互の連携及び相互補完が不可欠と考えております。

監査役と会計監査人は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しておりますが、監査役と内部監査部門については、月2回の定例ミーティングを実施し、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行っております。また、会計監査人と内部監査部門は、会計監査人往査の際に定例会合を実施する等積極的に情報の共有を行っております。さらに、四半期レビュー時の監査役、会計監査人、内部監査部門の三者ミーティングの開催や監査計画及び監査結果の相互還元等、三様監査の実効性向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古賀 一正	他の会社の出身者													
南 健	他の会社の出身者													
熊谷 文麿	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古賀 一正	○	社外監査役の古賀一正氏は、当社の資金借入先である株式会社三菱UFJ銀行の出身者であります。同氏は同行を15年以上前に退職し、その後、同行及び当社と特別の関係のない企業に在籍しており、同氏は同行の意思に影響される立場にありません。	金融機関における長年の業務経験や他社における財務経理部門や総務部門の長としての経験があり、また他社の監査役として企業経営に関与されており、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また同氏は、当社の資金借入先である株式会社三菱UFJ銀行の出身者であります。当社は、同行からの借入金が借入金全体の約2.2%(2020年11月30日現在)と僅少であるため、当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。
南 健	○	-	長年の管理部門管掌役員の経験を有するほか、資金調達・資本政策・管理会計などの幅広い経験と知識に基づいた企業への経営支援の長年の経験があり、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また近親者、主要株主といった、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
熊谷 文麿	○	-	弁護士としての幅広い見識と他社において社外取締役及び社外監査役として会社経営に関与した経験を有しており、法律的な見地から当社の企業経営全般に対して客観的な検証を行い、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また近親者、主要株主といった、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値の向上への意欲を高めることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年7月23日であり、決議の内容は、取締役の報酬年額を年額3億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、監査役の報酬年額を年額5,000万円以内と決議しております。

当社は役員報酬決定に係る基本方針を定め、同方針に基づく(取締役会の任意の諮問機関の報酬委員会を設置しております。役員の報酬等の額またはその算定方法の決定については同委員会で報酬基準等の決定を行い、取締役会に意見として提案を行っております。取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、上記の答申の結果を十分に踏まえ、取締役会にて決定しております。

また、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬と業績連動賞与で構成され、社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、原則として固定報酬のみとしております。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

また、業務執行から独立した立場である監査役は、その職務の性質上、原則として固定報酬のみとしております。

a.固定報酬

固定報酬は、月額報酬として金銭で支給するもので、役位別の報酬額を基本として各役員が担う役割・責務・在任年数等に基づき、経済情勢・当社の成長力等を考慮して決定します。

b.業績連動賞与

業績連動賞与は、報酬の透明性及び客観性を高め、株主から期待される利益拡大へのインセンティブが働く仕組みにするため、公表された事業年度における経常利益を指標とし、公表された当初業績予想を達成した場合は、経常利益×取締役(社外取締役を除く)の人数×1%とし、未達かつ経常利益前期比100%以上の場合は、経常利益×(取締役(社外取締役を除く)の人数-0.5)×1%とし、未達かつ経常利益前期比100%未満の場合は、経常利益×(取締役(社外取締役を除く)の人数-1)×1%とし、経常損失の場合は、支給しないものといたします。法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は68百万円を限度額としております。

個々の取締役に対する業績連動賞与については、役位別にポイントを定めるものとし、全取締役のポイントの合計で除した配分率で業績連動賞与と総額を配分するものといたします。なお、各取締役への支給額は、千円未満を切り捨てた額といたします。

なお、2021年9月期の役位別ポイントは以下のとおりです。

代表取締役社長	29.9
取締役会長	22.1
取締役	24.0

法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は68百万円を限度額としております。経常利益×取締役(社外取締役を除く)の人数×1%の金額が68百万円を超えた場合は、68百万円を各取締役のポイント数で割り振り計算した金額をそれぞれの業績連動賞与としております。

なお、当社は2020年12月24日開催の取締役会において役員報酬決定に係る基本方針を決議し、同日付で報酬委員会を設置しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは経営管理部にて行っております。

取締役会の資料は、原則として経営管理部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。取締役会は、原則として月1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要事項は全て付議され

ております。また、当社は社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行い、経営の公正性及び透明性を確保しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名は全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しております。

(3) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は役員・従業員に対して不断にコンプライアンスの自覚を促すとともに、経営及び業務執行の体制においてコンプライアンスを意識した適正な組織的牽制と手続的牽制の仕組みを取り入れ公正に運用することにより、不正及び誤謬を予防して役員、従業員等と会社の法的安全を守り、かつ会社の社会的責任を全うすることを目的として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員は、代表取締役、取締役(常勤)及びコンプライアンス・オフィサーで構成され、3ヶ月に1度開催しております。なお、監査役及び監査室長は、自らの判断により、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、意見を述べるすることができます。

(4) サステナビリティ委員会

当社は、環境(Environment)・社会(Society)・管理体制(Governance)への配慮が中長期的な企業価値最大化につながることを念頭に、持続可能な社会の実現にむけたESG経営の推進等に関する事項を審議し、決議することを目的として、サステナビリティ委員会を設置しております。委員は、代表取締役、取締役(常勤)を含む各部管掌役員で構成され、6ヶ月に1度開催しております。なお、監査役及び監査室長は、自らの判断により、サステナビリティ委員会に出席し、意見を述べるすることができます。

(5) 内部監査

当社の内部監査人は、他部署との兼務者3名で構成され、当社の内部管理体制及び業務の執行状況を評価し業務の改善に向けた具体的な勧告や提言を行っております。監査結果は、社長や監査役に報告される体制となっております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、非業務執行取締役及び社外監査役は会社法425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成される取締役会及び監査役3名で構成される監査役会を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、社外監査役3名から構成される監査役会が外部の視点から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の事業年度の末日は9月末日であるため、集中日に当たらないものと認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本方針を策定し、当社ホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの決算説明会を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家の比率を鑑み、海外投資家向けの説明会に関しては開催を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、株主総会の招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役経営管理部長をIR・情報開示の推進責任者とし、経営管理部をIR・情報開示担当部門としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、IR活動の基本方針として、株主、投資家、取引先、役職員、アナリスト、メディアなど全てのステークホルダーの皆様に対して、「透明性」、「公平性」、「継続性」のある情報開示を行うため、適時適切に会社情報を開示するのはもちろんのこと、当社の事業活動や業績、経営戦略等をより理解していただき、全てのステークホルダーの皆様からの信頼と正当な評価を得るため、積極的にIR活動に取り組むことが重要であると考えております。「コンプライアンス管理規程」、「内部取引者管理規程」等の遵守により当社の全ての利害関係者に対する責任を果たし、企業の社会的責任を全ういたします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題であると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの皆様に対し、当社の情報を公平かつ適時、迅速に当社ホームページ、決算説明会等を通じて、提供してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、継続的に見直しを行い実効性の確保に努めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「コンプライアンス管理規程」に基づき、これに定められた基本方針、行動基準を、役員・従業員全員が遵守するよう徹底することとする。
 - (2)「コンプライアンス管理規程」は共有フォルダに掲示するほか研修・勉強会等を通じて役員・従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
 - (3)「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
 - (4)取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
 - (5)取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
 - (6)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、企業倫理ホットライン規程に基づき、その運用を行なうこととする。
 - (7)内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1)取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」および「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社は、リスク管理の基本方針として、当社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
 - (2)不測の事態が発生した場合は、「緊急時対策マニュアル」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
 - (3)代表取締役、取締役(常勤)およびコンプライアンス・オフィサーにより構成する「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定期的な開催により、リスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を効率的に行なうこととする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1)取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社の事業計画、年度予算を決定する。
 - (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「経営計画規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。
5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - (2)業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。
6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1)取締役および使用人は、当社の業務または業績に重大な影響を及ぼす、またはそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を監査役に報告することとする。
 - (2)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることとする。
 - (3)当社は、監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わないものとする。
 - (4)取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1)当社は、監査役もしくは監査役会が、会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
 - (2)監査役は、会計監査人および監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
9. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - (1)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力および団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関(警察、弁護士等)と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
 - (2)当社は、自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保するうえで極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことであると考えております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「反社会的勢力との関係の排除の基本方針」を定め、反社会的勢力との関係の排除についての会社の方針を明瞭に全役職員へ周知しています。さらに「反社会的勢力による被害の防止マニュアル」および「反社会的勢力調査マニュアル」にて具体的な反社会的勢力との関係遮断のための手続きを定め全役職員が本規程類を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

その他

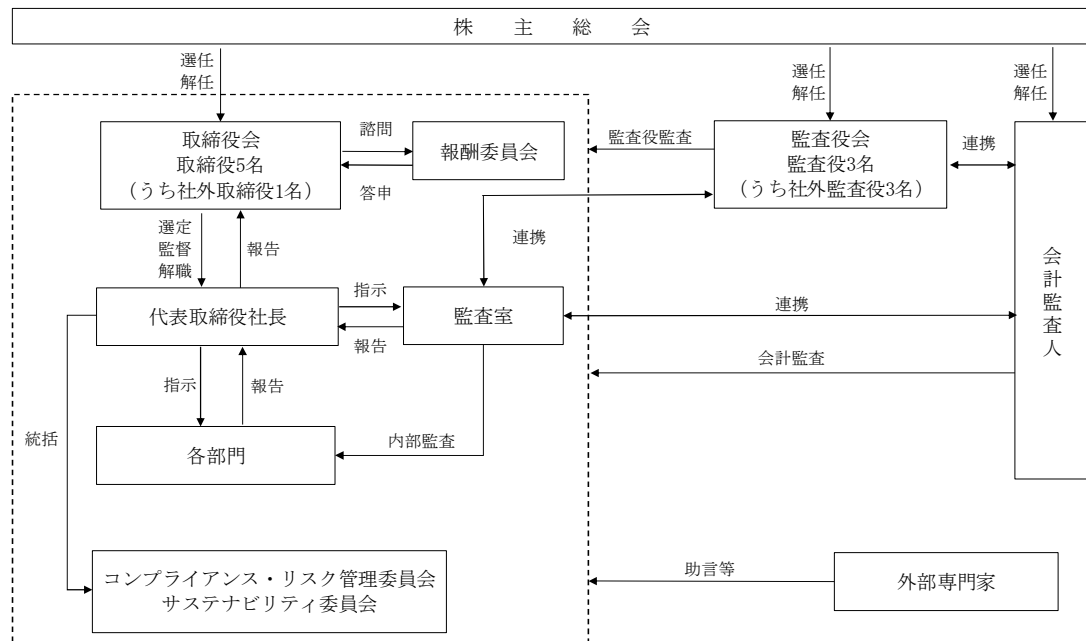
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

